

平成20年度

財政健全化審査意見書
経営健全化審査意見書

仙北市監査委員

仙 発 監 第 5 5 号
平 成 2 1 年 9 月 2 4 日

仙 北 市 長 石 黒 直 次 様

仙 北 市 監 査 委 員 三 浦 一 平

仙 北 市 監 査 委 員 藤 原 助 一

健 全 化 判 断 比 率 等 の 審 査 意 見 の 提 出 に つ い て

地 方 公 共 団 体 の 財 政 の 健 全 化 に 関 す る 法 律 （ 平 成 1 9 年 法 律 第 9 4 号 ） 第 3 条 第 1 項 及 び
第 2 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 審 査 に 付 さ れ た 、 平 成 2 0 年 度 の 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足
比 率 に つ い て 審 査 し た の で 、 そ の 結 果 に つ い て 次 の と お り 意 見 を 提 出 す る 。

目 次

平成20年度 財政健全化審査意見書	1
第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の概要	1
第4 審査の結果	1
(1) 総合意見	1
(2) 個別意見	2
(3) 是正改善を要する事項	2
平成20年度 経営健全化審査意見書	3
第1 審査の対象	3
第2 審査の期間	3
第3 審査の概要	3
第4 審査の結果	3
(1) 総合意見	3
(2) 個別意見	4
(3) 是正改善を要する事項	4

平成20年度 財政健全化審査意見書

第1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2 審査の期間

平成21年8月27日から9月17日まで

第3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率は、下記のとおり、全ての比率において早期健全化基準を下回っているが、今後とも健全な財政運営を維持するよう努められたい。

（単位：％）

健全化判断比率名	平成20年度	平成19年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	－	－	13.07	20.00
② 連結実質赤字比率	－	－	18.07	40.00
③ 実質公債費比率	19.8	19.5	25.0	35.0
④ 将来負担比率	156.6	165.1	350.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率について、実質赤字額、連結実質赤字額がないため「－」と表示している。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

平成20年度の実質赤字比率は、実質赤字額がなく、「－」（黒字比率2.56%）となっており、早期健全化基準の13.07%と比較すると、これを下回っており良好である。

②連結実質赤字比率について

平成20年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がなく、「－」（黒字比率9.52%）となっており、早期健全化基準の18.07%と比較すると、これを下回っており良好である。

③実質公債費比率について

平成20年度の実質公債費比率は19.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており良好である。

④将来負担比率について

平成20年度の将来負担比率は156.6%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っており良好である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成20年度 経営健全化審査意見書

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2 審査の期間

平成21年8月27日から9月17日まで

第3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率は、下記のとおり、全ての会計において資金不足は発生していない。

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率		経営健全化基準
	平成20年度	平成19年度	
① 仙北市下水道事業特別会計	—	—	20.0
② 仙北市集落排水事業特別会計	—	—	20.0
③ 仙北市浄化槽事業特別会計	—	—	20.0
④ 仙北市簡易水道事業特別会計	—	—	20.0
⑤ 仙北市病院事業会計	—	—	20.0
⑥ 仙北市温泉事業会計	—	—	20.0
⑦ 仙北市水道事業会計	—	—	20.0

※資金不足比率について、資金不足が発生していない会計は「—」と表示している。

(2) 個別意見

①下水道事業特別会計における資金不足比率について

平成20年度の下水道事業特別会計における資金不足は発生していない。

②集落排水事業特別会計における資金不足比率について

平成20年度の集落排水事業特別会計における資金不足は発生していない。

③浄化槽事業特別会計における資金不足比率について

平成20年度の浄化槽事業特別会計における資金不足は発生していない。

④簡易水道事業特別会計における資金不足比率について

平成20年度の簡易水道事業特別会計における資金不足は発生していない。

⑤病院事業会計における資金不足比率について

決算審査意見書に記載した病院事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は、127.5%となっているが、経営健全化審査における資金不足比率を算出するにあたって、実質的な資金不足を把握するため平成21年度に償還する企業債の予定額を「1年基準」に基づき流動負債に算入して計算すると実質流動比率は90.8%となる。

したがって、実質的な資金不足比率は1.7%となるが、資金不足比率の経営健全化基準20.0%と比較すると、なお、その基準内にある状態である。

⑥温泉事業会計における資金不足比率について

決算審査意見書に記載した温泉事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は、8,655.0%となっている。経営健全化審査における資金不足比率を算出するにあたって、実質的な資金不足を把握するため平成21年度に償還する企業債の予定額を「1年基準」に基づき流動負債に算入して計算するものであるが、温泉事業には現在企業債残高がなく実質流動比率も8,655.0%である。

したがって、実質的な資金不足比率は△367.3%と資金不足状態ではなく、資金不足比率の経営健全化基準20.0%と比較すると、良好な状態にある。

⑦水道事業会計における資金不足比率について

決算審査意見書に記載した水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は、351.6%となっているが、経営健全化審査における資金不足比率を算出するにあたって、実質的な資金不足を把握するため平成21年度に償還する企業債の予定額を「1年基準」に基づき流動負債に算入して計算すると実質流動比率は173.3%となる。

したがって、実質的な資金不足比率は△44.4%と資金不足状態ではなく、資金不足比率の経営健全化基準20.0%と比較すると、なお、良好な状態にある。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。